

# 内場ダムテレメータ・放流警報設備等保守点検業務 特記仕様書

## 第1条 適用

本仕様書は、内場ダムに設置しているダムテレメータ・放流警報設備等の保守点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第2条 業務範囲

- 1 受注者は、別表－1の設備について本特記仕様書に基づき点検・整備（以下「通常点検」という。）を行い、また障害時・異常気象時の対応を行うものとする。  
なお、軽微な障害修理については通常点検の範囲に含まれるものとする。
- 2 本業務の通常点検における点検回数は、年2回（簡易点検1回、精密点検1回）を想定しており、障害時等の対応（オンコール対応）については、年12回を想定している。

## 第3条 業務期間

業務期間及び業務時間は下記のとおりとする。

- 1 業務期間は契約日から令和9年3月31日までとする。また、この期間中は24時間の連絡体制を確立すること。
- 2 通常点検業務は原則として夜間、休日、祝祭日等の作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要がある委託者が認めた場合及び障害等のため委託者からの指示がある場合には、前記に関わらず業務を行うものとする。

## 第4条 業務計画

通常点検の着手までに業務計画書を作成し、調査職員の承認を得るものとする。

## 第5条 点検対象設備

本業務の範囲及び点検対象設備は、別表－1「(内場ダム)点検対象設備一覧表」、のとおりとし、各設備の各機器及び装置全般の点検を行うものとする。

## 第6条 交換対象部品

点検作業と合わせて、軽微な作業で可能な部品等の交換及び修繕を行うものとする。また、消耗品の交換の必要を確認した場合については、調査職員と協議の上、対応するものとする。

## 第7条 障害時等の対応

突発的な対象設備の故障、破損等が認められた場合、下記のとおり対応する。

- 1 障害発生を確認した場合は、速やかに現地に向かい現地調査を行った後、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員と協議の上、応急復旧作業を行うものとする。また、障害対応後1週間以内に障害内容の報告書を作成し、調査職員に提出することとする。
- 2 応急復旧作業や軽微な部品の交換等で対応できない故障又は機器設置時の瑕疵によるものと判明した場合は、可能な限り原因調査を行い、速やかに調査職員と今後の対応について協議するものとする。

## 第8条 異常気象時の対応

以下に示す異常気象時において調査職員より待機の指示があった場合には、調査職員の指示する場所において待機するものとする。

- 1 高松地方気象台より高松地域に大雨または洪水に関する警報が発表されたとき。
- 2 台風の接近により高松地方気象台より高松地域に暴風警報が発表されたとき。
- 3 洪水等に対する危険があるとダム管理事務所長が判断したとき。

## 第9条 停電時の対応

庁舎の点検等のため停電の発生が予告され、対象機器に影響を及ぼす恐れがある場合には、あらかじめ調査職員と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

## 第10条 日報等の整備

業務の実施にあたっては、日報等を整備し、調査職員より申し出があれば、すみやかに提出しなければならない。また、2ヶ月毎に業務実施内容を調査職員に報告しなければならない。

## 第11条 保証等

- 1 本業務を行うに当たっては、対象設備について十分熟知した上で行うものとし、必要であれば対象設備の設置者に確認を行うよう日頃より努めるものとする。
- 2 本業務の実施中に、受託者の責に帰すべき事由により事故・障害が発生した場合は、受託者の責任において対処するものとする。

## 第12条 疑義

- 1 本特記仕様書における疑義及び記載なき事項については、委託者と受託者で協議するものとする。

2 本業務の履行にあたり、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく調査職員に報告し、協議しなければならない。報告を怠って履行し障害が発生した場合は、受託者の責任において対処するものとする。

#### 第13条 成果報告書の提出

業務完了時に日報や点検結果報告書等を取りまとめた成果報告書を書面 2 部及び電子媒体 2 部にて提出するものとする。

#### 第14条 点検結果の引継

本業務終了後、委託者から本業務に関する問合せを受けた場合は、受託者は誠実にこれに協力するものとする。

#### 第15条 建設副産物

本業務の履行により建設副産物が発生した場合、別途調査職員との協議により搬出場所等の処理方法を決定するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。